

広島県告示第八百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称		所在 地		土 砂 灾 害 警 戒 区 域	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
		地 内	広島県呉市音戸町大字渡子、同市音戸町早瀬二丁目及び同市音戸町早瀬三丁目		
大字渡子(六) 五五〇一(二)	自然現象の種類 の発生原因となる 自然現象	急傾斜地の崩壊	表 区 域 示 の	土 砂 灾 害 警 戒 区 域	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
土石流	土石流				
次 の 図 の と オ 里	次 の 図 の と オ 里	次 の 図 の と オ 里	大字渡子(六) 五五〇一(二)	区域の名称	区域の名称
			急傾斜地の崩壊	自然現象の種類 の発生原因となる 自然現象	自然現象の種類 の発生原因となる 自然現象
			次 の 図 の と オ 里	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で政行進災域の定令に害等砂土表 め第(一)令に關防に害等砂土表 る八平す止お災害にび 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で政行進災域の定令に害等砂土表 め第(一)令に關防に害等砂土表 る八平す止お災害にび 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。